

北野天満宮の境内図に関する資料的検討

—「北野社域図」を事例に—

小林善仁

I. はじめに

本稿の目的は、北野天満宮の境内地を事例にして明治初年の神社境内地の絵図（境内図）の検討を通して、当該期における神社境内地の景観的特色を把握することである。ここで言う境内地とは、かつて「境内」と把握されていた土地を指し、寺院・神社の堂舎や社殿が建ち並ぶ区画と祭典・法要のための広場や墓地などからなる境内主域（狭義の境内地）はもとより、境内主域に付属する門前集落・耕作地・山林などの境内付属地を含む空間的広がりを意味する。従来の研究では、広く門前町の語が使用され、歴史地理学の分野でも主に大規模な寺社の門前町に関する研究が蓄積されてきた¹⁾。しかしながら、既往研究で対象とされた門前町とは、境内地のなかの門前集落の部分でしかなく、境内地に含まれる他の構成要素の景観とその地理的变化は研究の対象とならなかった。こうした研究上の問題点を踏まえて、筆者は前述の境内地という一つの領域を研究の対象とし、景観の変化が生じた近代初頭の境内地の研究を行ってきたのである。

筆者はこれまでに、大覚寺²⁾・天龍寺³⁾の旧境内地を事例として近代初頭の景観とその変化を検討してきた。これらの検討を通して、筆者がこれまでに確認した点は、次の通りである。

- ①近代初頭の境内地は、境内主域と境内付属地から構成され、門前集落では大覚寺の門前にて勤仕する坊官などの屋敷群が確認された。復原された歴史景観は、現在の大覚寺門前の景観とは著しく異なる。
- ②社寺領土地により、所領からの収入を絶たれた寺社は経済的に困窮し、塔頭の廃止や整理・統合が政府の政策を受けて進行した。これに伴い、廃止された塔頭の跡地が数多く発生した。
- ③境内の範囲は、祭典・法要に必要な土地に限定され、塔頭跡地を含んで祭典・法要に必要なと判断された土地は、境外として悉く上地された。これに伴い、寺社の境内は、かつての境内主域のみに限定された。
- ④国有地となった境外地は、後に処分され大半が民有地化した。これに伴い、寺社に関係なく民間による土地の開発が行われることとなり、塔頭跡地などの宅地化・耕作地化が見られた。

しかしながら、筆者が行ってきた近代初頭の寺院境内地を対象として研究は、三つの課題を残していた。一つには、境内地に大きな景観変化をもたらした社寺領土地は社寺境内地を対象としていたが、研究対象が寺院境内地に偏っていたこと、二つには社寺領土地前後の景観変化の検討が中心になっていたため、慶応4(1868)年の神仏判然令とその後の廃仏毀釈など社寺領土地以外の景観変化の要因を十分に考慮してこなかったこと、そしてその結果として、三つには江戸時代末期から明治初期にかけての景観変化が捉えられていなかったことである。

そこで本稿では、北野天満宮境内地を対象として、明治初年に作成されたと考えられている「北

野社域図」⁴⁾を資料に、当該期の境内地の復原と景観の変化について検討する。北野天満宮境内地は、北野天満宮を中心としてその周囲に神社へ奉仕する社家が集住して集落を形成しており、これらの集落は社家町と呼ばれて広義の門前町に含まれる⁵⁾。神社の周囲に社家が集住する様は、寺院に勤仕する坊官などの屋敷が建ち並んでいた大覚寺境内地と類似している。

北野天満宮を対象とする研究は、宗教史・経済史・都市史・芸能史など様々な分野で行われ、その成果が蓄積されている⁶⁾。これらの研究は、中世と近世のものが大半を占め、近代以降の北野天満宮に関する研究はあまり見られない。研究が前近代に偏る理由の一つが史料上の問題であり、北野天満宮に関する史料として『北野天満宮史料』⁷⁾、『北野神社文書』⁸⁾、『北野社家日記』⁹⁾などが刊行されているものの、いずれも前近代の古文書・古記録を収めたものである。北野天満宮とその周辺地域で行われた様々な活動に関する研究の成果が蓄積される一方で、北野天満宮の「境内」であった土地、すなわち境内地の景観に関する研究は管見の限り僅か¹⁰⁾であり、北野天満宮を中心とする地域に社家が居住し、上七軒の茶屋に代表されるような参詣者を対象として商売を行う人々が町家に居住し、社家の屋敷と一体となって集落を形成したという地域の概要は知られるが、それ以上は不明なのが実際である。近代初頭の北野天満宮の境内地を対象として、歴史地理学の視点から景観を復原し、地域の地理的変化を考察することは、北野天満宮を巡る先行研究の現状を鑑みても意義があると言えよう。

II. 地域概観

(1) 対象地域

北野天満宮は、京都市上京区に鎮座する神社であり、菅原道真を祭神として天暦元（947）年に創建された。天満宮・北野天神・北野社などと呼ばれ、明治4（1871）年から戦後すぐまでは北野神社と称した。「学問の神様」として福岡県の太宰府天満宮と並んで広く信仰を集め、修学旅行生をはじめ数多くの参詣者や観光客が訪れる京都市内有数の観光地でもある。現在の境内地の範囲は、御前通と紙屋川（天神川）に東西を限られ、南は今出川通に面し、北は平野神社鳥居前へ通じる桜橋通までであり、大半部が馬喰町、梅苑部分は観音寺門前町、北端部は北町と鳥居前町に属す（図1）。なお、北野天満宮への主たる参詣路は今出川通側の一の鳥居から入り楼門へ至る経路であり、東門の門前には上七軒の花街が存在する。

「社域図」は、短辺が99.0cm、長辺が163.0cmであり、図の左右両端に西・東と記されることから、図中には記載されないものの図の上部を北、下部を南とする南北に細長い形態の絵図である。記載された範囲を図1に示したように、「社域図」は南北に長いものの、完全な長方形ではなく、東北方の一画が存在していない。この一画は、図1を見ると隣接する大報恩寺の付近に当たり、北野天満宮境内地の範囲から外れていることが分かる。また、老松町の記載が北側に連続していないことなどから判断して、欠損によるものではなく最初からこの形態であったと考えられる。

図1に「社域図」の記載範囲を示した。その範囲は、北限が寺之内通から御前通を南に下がった神明町、南は同じく御前通の東堅町、東は七本松通り沿い、西は紙屋川東岸の旧御土居と観音寺門前町・紙屋川町の辺りまでである。現在、この地域には社殿と神苑などからなる北野天満宮があり、



太線…「北野社域図」の記載範囲

図 1. 北野天満宮とその周辺

※国土地理院発行1万分1地形図「太秦」
(平成15年修正)に一部加筆。

その周辺に参詣者や観光客を対象とした店舗が存在する他は一般の住宅地が広がっており、これらの景観の大半は「社域図」の記載と一致しない。また、東西路では今出川通、南北路では七本松通の今出川通以北と中立売通の今出川通・一条通間のように道幅の広い道路が今出川通から南北に伸びているが、これらの道路も「社域図」の記載とは大きく異なり、今出川通については道筋そのものが変更されている。このように、「社域図」を一瞥しただけでも、近代初頭の北野天満宮境内地と現在の状況とはその違いが明確であり、現在の景観は近代以降の変化によって形成されたことが分かる。

(2) 明治初年の北野天満宮

近代初頭の神社とその境内地に関係する政策としては、神仏判然令が広く知られる。この法令は、その後に行われた廃仏毀釈と共に全国各地の神社と寺院に多大な影響を与えた。慶応4(1868)3月17日、新政府の神祇事務局は諸国の神社に対して神仏習合の慣習を禁止し、神と仏の区別を明確にするよう通達した¹¹⁾。この時、僧形の別当・社僧に対して復飾(還俗)が命じられ、同月28日の太政官布告¹²⁾では、仏語を神号にもつ神社の調査や仏像を神体とすることの禁止が命じられ、これらの神仏判然令を受けてその後全国各地の神仏混淆の神社からは仏教的な要素の排除が行われた。

これらの変革により、北野天満宮ではどのような変化が生じたのであろうか。近世の北野天満宮では、社僧が祭祀を担っており、寛弘元(1004)年に延暦寺の僧・是算が任命されて以来、曼殊院門跡が社務を総轄する別当職を務め、その下に菅原氏の子孫である松梅院・徳勝院・妙蔵院の祀官(祠官三家)が代々世襲して祭祀を司った¹³⁾。このうち松梅院は神事奉行職を世襲して公文職などを務め、徳勝院は松梅院を助けて神殿職・公文職を務めた。妙蔵院は徳勝院と同様の職を務めたが、主に禁裏の祈禱に従事したことから勅願所を称したとされる。また、曼殊院門跡の事務職を務める目代の春林坊があり、祠官三家の下位には神殿への奉仕や掃除などに従事した宮仕の諸家があった。これも僧形であり、世襲で北野天満宮へ仕えた。祠官や宮仕の他には、社人が南隣の西京に居住し、北野神人と称して神事に奉仕した。

表1は、祠官・目代・宮仕の社家の寺院名と慶応4年の通達を受けて復飾した後の家名を記したものである。これを見ると、祠官三家の松梅院・徳勝院・妙蔵院は吉見氏、目代の春林坊は荒木田氏となり、前者は正神主兼社務の役職を務めた。社務とは、神職の長として神社の事務を取り扱うものを指す呼称である。また宮仕は32家であり、祝の職に就いて北野天満宮に奉仕した。このように、旧祠官三家をはじめ北野天満宮に勤仕する人々は、復飾に伴って僧体でなくなった点の一つの変化と言える。しかし、これは髪を伸ばして法衣を着用しなくなったという外見の変化であり、復飾後も北野天満宮に勤仕して境内地に屋敷を持ち続けたことからみても、それほど大きな変化ではなかったと推察される¹⁴⁾。むしろ、地域との関係という点では、明治4(1871)年5月14日の神官の世襲禁止に関する通達¹⁵⁾と翌年正月14日の「神勤罷免」¹⁶⁾こそが影響を与えたと考えられる。この通達により旧神官は一旦罷免され、京都府の貫族となることが命令されると共に、以後の神官は従来のような世襲ではなく政府の登用・任命に変更された。これに伴い、北野天満宮に勤仕する社家のなかには失職する者もあり、これらの旧社家は北野天満宮の周辺に居住する必要が無くなることから、他所へ転居する者もあったと予想され¹⁷⁾、江戸時代に形成されていた社家町の崩壊につながると考えられるためである。

次に、神仏判然令に伴う神社境内からの仏教建築の撤去である。幕末期の嘉永5(1852)年に発行された「北野天満宮御境内図」¹⁸⁾から当時の北野天満宮境内主域における建物の状況を確認する。この図を見ると、鳥居から楼門へと通じる参道の先に本殿が建ち、その左には朝日堂と毘沙門堂、右側には鐘楼・法華堂・宝蔵・多宝塔と様々な仏教建築の建ち並ぶ様子が見える。これらは、全てが撤去となり、なかでも鐘楼は明治3(1870)年12月に京都の寺町通四条下ルの大雲院へ譲渡され

表1. 北野天満宮の社家一覧（慶応4年前後）

復飾後		復飾前
寺名	職	家名
松梅院	祠官	吉見(北)
徳勝院		吉見(中)
妙蔵院		吉見(南)
春林坊	目代	荒木田
円観坊	宮仕	十川
梅恭坊		東十川
松栄坊		松原
神光坊		神光
梅椿坊		味酒
上乘坊		上大路
俊乗坊		北大路
松向軒坊		松向軒
楊柳坊		柳大路
光乗坊		久松
一行坊		西久松
乗良坊		佐伯
梅林坊		梅林
寿徳坊		五十川
長生坊		長生
梅深坊		森川
玉泉坊		南久松
慶延坊		東辻
鳥居坊		鳥居
玉林坊		北小路
祐松坊		南大路
林静坊		林
玉鳳坊		玉垣
延乗坊		東五十川
照孝坊		大路
林清坊		小林
豊春坊		梅本
松園坊	松園	
吉成坊	森口	
歓楽坊	八十川	
成就坊	西小路	
玉庭坊	十川	

※北野神社社務所『北野誌』首巻、國學院大学出版部、1909より作成。西京の社人は除く。

た¹⁹⁾。なお、境内主域の南には、東向観音寺や願成就寺が存在した。両寺は、明治に入ってからでも存続し、撤去の対象となっていないことから、北野天満宮に付属する寺院とは異なるものであったと推察される。そのため、仏教建築の一掃された境内主域の南、森を挟んだ位置に寺院の建つ景観が形成された。

Ⅲ. 「北野社域図」の資料的検討

(1) 「北野社域図」の検討

神仏判然令とその後の廃仏毀釈に伴い、明治初年の北野天満宮では境内主域の景観が大きく変化した。それでは、同時代の境内付属地の状況はどのようなものであったのだろうか。この点を歴史地理学の立場から研究する際に不可欠の資料が、地域の状況を面的に把握できる地図資料である。

北野天満宮が位置する京都では、近世に公儀の作成した洛中絵図・洛中洛外絵図や民間の版行図である「京大絵図」・「改正京町絵図細見大成」など京都の市街地やその周辺地域を含んだ各種の地図が作成されたことは広く知られる。管見の限りであるが、洛中絵図・洛中洛外絵図を合わせた公儀作成図は17世紀前半から18世紀末まで²⁰⁾ 確認され、民間版行図は17世紀中葉に刊行が始まり明治期まで続いた。これらの地図類は、街路・街区を描き、禁裏と周辺の公家屋敷、二条城と京都所司代などの諸役屋敷、諸大名の京都屋敷、幕臣屋敷、寺院・神社の別を示し、それぞれの名称を記している。また、町屋敷・田畑・山林など土地利用の把握も可能であり、街路には町名も記載されている。しかしながら、広域を描く都合から小縮尺で作成されているため、寺社の境内地に限って言えば、境内地の範囲を示す記載は無く、神社に勤仕する社家の屋敷についても「宮司」(宮仕)と一括して記されるのみである。こうした点は、小縮尺図の欠点と言え、京都の洛中・洛外地域を対象として公儀と民間が作成した絵図の双方に共通する点である。

このように、境内地の景観の詳細な把握と分析を行うためには、寺院・神社を中心とする地域を描いた個別の地図資料を探す必要がある。そこで筆者は、かつて北野天満宮の祭祀・社務に関係して作成された神社文書に注目し、それらの文書の中に残る境内図を搜索した。北野天満宮の関係文書については、北野天満宮の所蔵する文書の他に、京都大学総合博物館、筑波大学付属図書館、東京大学史料編纂所などの所蔵が知られており、北野天満宮と筑波大学付属図書館の所蔵文書はその一部が刊行されている。しかしながら、これらの刊行物の中に近代初頭の境内地を描いた絵図は収録されていない。そこで、筑波大学付属図書館の『北野神社文書』を史料調査したところ、明治初年の絵図とされる「社域図」(図2)を見出した。

「社域図」を含む『北野神社文書』の伝来の経緯であるが、本文書の大半は祠官三家のうち旧松梅院(吉見氏)の旧蔵文書であり、昭和20年代の初めに筑波大学の前身校の一つである東京文理科大学国史学研究室の教官らが発見し、購入したものと伝わる²¹⁾。そのため、図中に作成者の記載は見られないが、伝来の経緯からみて旧松梅院が作成した絵図と推定される。

「社域図」は1枚の料紙からなるのではなく、17枚の紙を張り合わせて1枚に仕立てたものに手書きされ、土地区画を墨書きした上に社家屋敷は青色、寺院は赤色、町家は個々の屋敷地ではなく町家の建ち並ぶ地区を黄色で、それぞれの区画の内側を縁取りしている。なお、樹林地(森・林)

は薄緑色に着色されるが、線による縁取りではなく、筆先で示す点を連続させた表現で茂みのように描かれており、北野天満宮の南と東の鳥居も絵画的に表現されている。

「社域図」の作成年については、図中や裏書などに作成年に関する記載は見られず、明治初年とだけ推定されている。明治初年とは、字義通り明治時代の初めの頃であり、特定の期間を限るものではない。そこで、「社域図」に描かれた境内地の状況をもとにその作成年代を考察してみる。

作成年代を推定する方法は幾つかあるが、神社の境内図を分析する際の注目点は次の三つが考えられる。一つ目は神社の境内主域を始め、神社の施設に注目し、社殿の新設・撤去を指標として年代を推定するものである。取り分け、神仏判然令を受けて境内から仏教建築の排除が行われ、諸堂が撤去された場合にこれらの描写の有無は年代を推定する有力な判断材料となろう。しかしながら、「社域図」の境内主域部分（南門・東門・柵門・御土居に囲まれた範囲）は「天満宮社内」と記されるのみで、境内主域の社殿の状況は全く分からない。そのため、この方法から年代を推定することはできない。

二つ目は図中に記載されている町名に注目する方法である。「社域図」には、北端部の神明町から南端部の下之森東町・下之森西町まで、町名の記載が15箇所確認できる。このうち、近代初頭から用いられた町名として、境内主域の南に位置する東向観音寺北側の観音寺門前町がある。同町は、慶応4（1868）年の「改正京町御絵図細見大成」²²⁾には「クワンランマヘノ町」とあり、観音寺門前町の名称は明治2年以降とされる²³⁾。同年に実施された第2次町組改正の町名を記載した『上下京番組町名録』²⁴⁾の上京3番組第6区に観音寺門前町の記載が見え、これが同町名の初出とされる。けれども、同区に記載される社家長屋町と上京9番組第14区の新建町の町名が「社域図」には見られないため、観音寺門前町の記載だけを根拠として年代を限定することは難しい。町名では、この他に明治4（1871）年の冬に成立した松永町²⁵⁾が年代推定の指標となるが、下之森の該当地には記載されていない。

三つ目は社家屋敷に記された人名を検討する方法である。社家屋敷には、重複するものを除いて36名²⁶⁾の人名が記されており、これらの人名を同時代に作成された社家の名簿と照合する方法が考えられる。けれども、同時代の社家名を記録した史料は、管見の限り存在していない。そこで、『北野神社文書』に残る文書の作成者に注目して、その変化から年代を推定してみる。近代初頭の文書の点数は僅少であるが数点確認され、大半は社務となった吉見氏の作成である。まず、「社域図」の旧祠官三家の屋敷に記載された人名を確認すると、松梅院の所には「社務 北 吉見資隆居屋鋪」、徳勝院には「社務 中 吉見資鎮居屋鋪」、妙蔵院には「社務 南 吉見隆永居屋鋪」と記され、それぞれが院号での表記ではなく、慶応4（1868）年3月の太政官達をもって復飾した後の名前²⁷⁾と社務の職名が記されている。このことから、「社域図」の上限は慶応4年3月と考えられる。次に、3名の名前を同時代の文書で確認すると、明治3（1870）年5月の「北野社神領并神職性ママ名秩録簿」²⁸⁾に3名全員の名前が記載されている。翌4年8月の「六ヶ年平均物成高取調帳」²⁹⁾と同9月の「文久元酉年より明治三午年迄拾ヶ年取米一村限厘付帳」³⁰⁾では、吉見資鎮と吉見隆永の2名は確認できるものの、吉見資隆の名前が見られず、子息の吉見資陳に変わっている。このことから、旧松梅院の吉見家では明治3年5月から同4年8月までの間に資隆から資陳への代替わり

が行われたと推察され、「社域図」は代替わり前の状況を示していると考えられる。社家の代替わりは他家でも見られ、天満宮の北に屋敷が記される「西小路菅大夫」家では、明治3年12月3日に菅大夫成就から子息の晃喜が家督³¹⁾を相続していることから、「社域図」の年代は慶応4年3月から明治3年12月までの2年9ヶ月の間と推定される。さらに作成年代を限定する記載があり、それは旧松梅院の前に記される「吉見三河屋敷」である。この屋敷は、「非蔵人」と記された区画の上に貼紙をして文字が記載されている。非蔵人は、無位無官で宮中の雑用を務めた者のことであり、明治2(1869)年7月8日に出された百官・受領名の廃止³²⁾に際して廃止されている。廃止となった非蔵人の情報を改訂するために貼紙を付したとみられるが、この貼紙から「社域図」の作成年代が限定できる。つまり、廃止後に非蔵人の称号は使用されないわけであり、「社域図」に非蔵人の記載が見られる点を踏まえると、その作成は非蔵人の身分が存在した明治2年7月8日よりも以前となり、前述の慶応4年3月から明治2年7月までの1年4ヶ月が「社域図」の作成年代と考えられる。

最後に、「社域図」の作成目的について考察する。作成年や作成者と同じく、図中に作成の経緯や目的に関する記載は見られない。そこで、記載内容に注目してその差異から類推してみる。「社域図」が詳細に描いているものは社家屋敷であり、個々の屋敷については人名と屋敷割が記されている。この点は、単に「町家」とのみ記されて、屋敷の区画数・居住者名・規模が不明である町屋敷とは明確に異なる。また、社務(旧祠官三家)・社役人(旧目代)の屋敷については、表口や裏行などの記載も見え、これらの記載は寺院にもなされている。また、旧祠官三家の屋敷と東門前の吉見三河の屋敷の四つの屋敷にだけ「居屋鋪」と記され、他の社家屋敷とは区別されている様子も窺える。さらには、「持地」「貸地」といった土地の所有に関わる記載も散見される。これらの記載から判断して、「社域図」は土地の所有をはじめ境内地の詳細な状況を把握する目的で作成されたと推察される。

(2) 「北野社域図」にみる北野天満宮境内地

前節での検討により、「社域図」は近代初頭の最初の1年余りの北野天満宮境内地を描いた絵図であることが裏付けられた。ここでは、「社域図」をもとに当時の境内地の状況を詳細にみていく。「社域図」は、その図中に凡例の記載をもたないが、前述のように区画線の内側を色分けすることで社家屋敷、寺院、町家、樹林などの別を示している。

北野天満宮は、図の中段左端に門で区切られた主域部が描かれ、「天満宮社内」と記されている。主域部の北側と南側には樹林が広がり、南門から南の鳥居の方へ伸びる参道の両側には「日小屋」が建ち並んでいる。日小屋は、参詣者を対象とした仮設の臨時店舗とみられ、他にも東門外に2箇所、北の柵門外に1箇所見られる。

境内地は、北野天満宮を含んでその北から東、さらに南にかけて描かれている。図の右端の方に七本松通が南北方向に記され、五辻通など4箇所「従是西 北野境内」とあり、七本松通が北野天満宮境内地と他の地域との境界であったことが読み取れる。このことは、近世中期の京都の地域区分と一致し、享保初年の『京都御役所向大概覚書』の「洛中町数并京境・西陣・西京之事」³³⁾

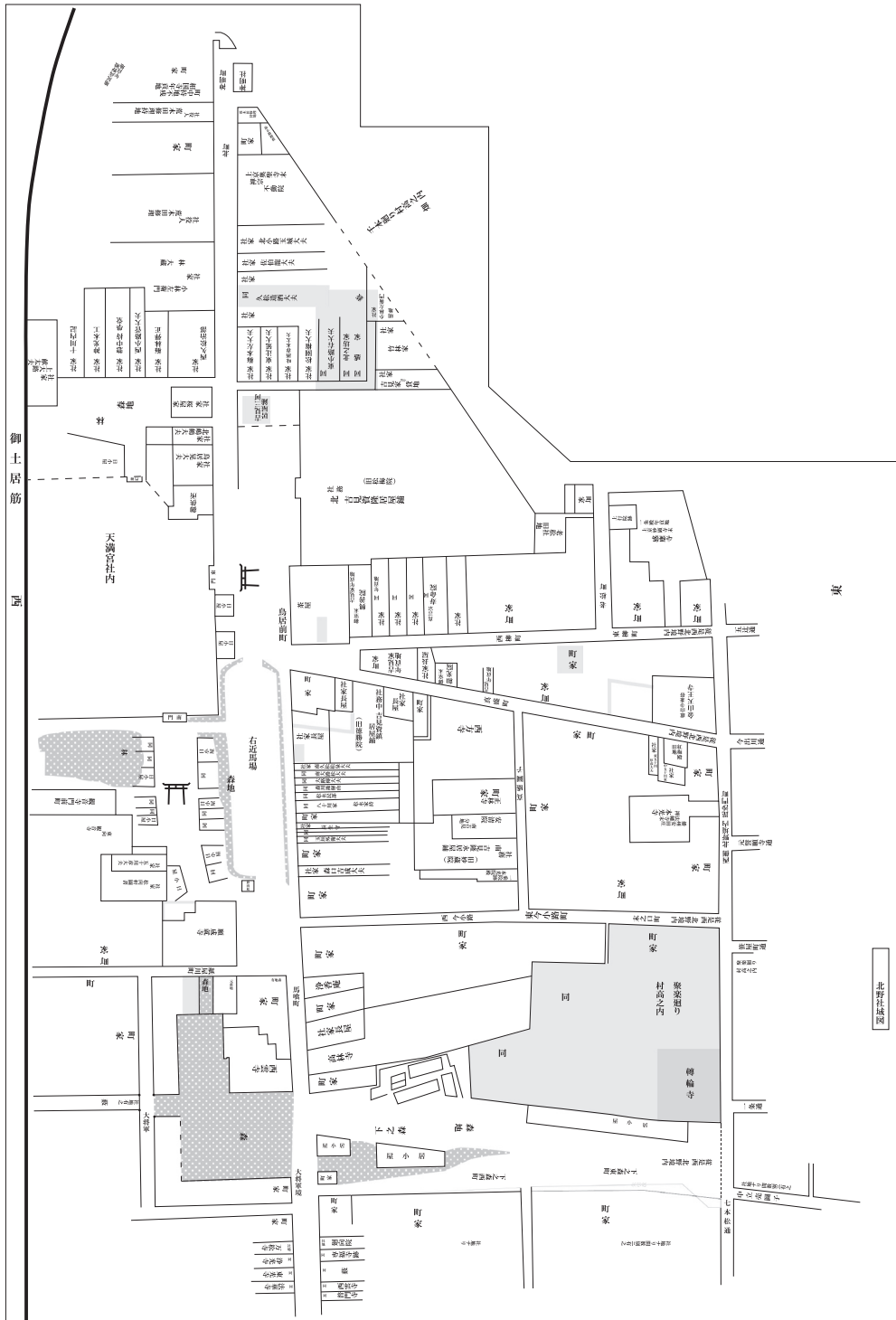


図2. 「北野社域図」(トレース図)

※「北野神社社域図」(筑波大学附属図書館所蔵『北野神社文書』)より作成。なお、区画内の色別の縁取りは省略し、貼紙を灰色の着色で表現している。社務屋敷の旧寺院名は筆者による加筆である。

が西陣の範囲を「西ハ北野七本松を限り」としていることから明らかである。図の北側は、神明町と町名の由来となった神明社、南は下之森からさらに南の御前通沿いの寺院列までを描いており、寺院列の北側道路上に「大將軍境」と記されていることから、北野天満宮境内地に南接する大將軍の一部までを描いていることが分かる。なお、西は「御土居筋」で限られており、「社域図」には描かれていないが、御土居の西側を紙屋川（天神川）が流れていることから、これらが北野天満宮と西側の地域との境界となっている。但し、完全に西側の地域と御土居によって遮断されていたわけではなく、天満宮北側から西の平野神社へ通じる道路と紙屋川町の西側などでは御土居に出入り口があり、道が通じていた。

それでは、明治初年の北野天満宮境内地の景観について、社家屋敷・町家・寺院の順に詳しくみていく。

①社家屋敷

社家屋敷は、天満宮北側から東側を通る御前通に沿った地域に広がる。近世には社家が社僧であったことから、これらの屋敷は松梅院や春林坊のように院号・坊号をもつ寺院³⁴であり（前掲表）、嘉永5（1852）年の「北野天満宮御境内図」でも御前通沿いなどに坊名を記した屋敷が建ち並んでいる。「社域図」の社家の名前を復飾前に使用していた寺坊名に置き換えることで、北野天満宮の周囲に社僧の宿坊が建ち並ぶ近世末期の景観となる。

個々の屋敷を見ると、社務の旧祠官三家のうち旧松梅院の吉見資隆の屋敷は、天満宮の北東側に広大な屋敷地が描かれている。これに比べて旧徳勝院と旧妙蔵院の2家の屋敷地は小さく、旧松梅院との明確な差の存在が読み取れる。旧徳勝院の吉見資鎮屋敷の周囲には「社家長屋」と記された区画があり、享保年間（1716～35）から徳勝院長屋³⁵と呼ばれ、下級の社家の居住する長屋であったとみられる。吉見資鎮の屋敷地は、今出川通に面する側が社家長屋の2区画に挟まれていて変形しているが、これらは旧徳勝院の敷地であったと推察され、同様の屋敷地の分割は、真盛図子に面する旧妙蔵院の吉見隆永屋敷でも確認でき、北隣の安清院には「南吉見分地」とあることから安清院の寺地が旧妙蔵院の敷地を分割して成立したことが知られる。なお、旧目代で「社役人」と記される荒木田修里の屋敷は北町の南に位置し、屋敷の規模は旧徳勝院・旧妙蔵院と同規模に描かれている。また、付近には「荒木田修理持地」と記された区画が近隣に2箇所見られる。

「社家」と記される旧宮仕の屋敷地は、天満宮北側の御前通沿い、天満宮北側、旧松梅院北側、五辻通、今出川通、右近馬場、東向観音寺南側などで確認され、上記の4家とは異なって小規模な屋敷地であったことが読み取れる。とくに右近馬場に面した一画は屋敷の稠密する一画であり、間口が極めて狭く奥に細長い短冊型の屋敷地が並ぶ。また、旧松梅院南側の五辻通には、「吉見家年貢地」と記された社家屋敷が3区画見られ、この年貢地の記載は両側の興善院と寿命院、さらには五辻通を挟んだ向かい側の町家でも確認される。これらの家々や寺院は、いずれの吉見家かは判然としないけれども、吉見家に対して貢租を納めていたものと推察される。なお、久松造酒大夫屋敷は、もともと三区画であった社家屋敷に貼紙をして一区画に改めている。

以上のように、社家屋敷は一様ではなく、かつての祠官三家・目代と宮仕の間には明確な屋敷規模の差が認められ、身分に基づく社家の階層性が読み取れる。これは、各身分間でも存在したとみ

え、旧祠官三家では旧松梅院と他の2家、旧宮仕では個別の屋敷をもつ者と社家長屋に居住する者の違いが存在した点から知られる。

②町屋敷

社家屋敷の東側には「町家」と記された町屋敷が広がり、社家屋敷と町屋敷は概ね区分されているように見えるが、右近馬場や馬喰町、真盛町東側など混在している箇所も存在する。また、下之森の南側の町家（下之森東町・下之森西町）には「社地ナリ」と記載されており、区画を改める朱線も見られる。

前述した『京都御役所向大概覚書』の「洛外町続町并寺社門前境内家数人数之事」³⁶⁾の項には、「北野境内 拾貳町」とあり、当時は12町であったことが知られる。これらの境内の町は、地子や夫役といった地代や労働課役は寺社に納めており、北野天満宮と境内の町の結び付きが知られる。なお、「社域図」では町名は道路上に記され、その数は15箇所であり、西今小路町を指す「西小路」を含めると16町となる³⁷⁾。また町とは付かないが、真盛岡子の両側にも「町家」の記載が見られる。岡子（辻子）とは、二つの道路を結ぶ小路で、これに町家が建ち並んだものを指し、京都の各所に見られる地名である。このことから、真盛岡子も上記の16町と同様であったとみられる。

真盛町と鳥居前町、それに「社域図」には記載されていないが旧松梅院南側の社家長屋町の辺りは、現在、上七軒と呼ばれる花街であり、図中にも東門前の町家に「茶屋」と記される。茶屋は下之森にも存在し、両者は北野天満宮の参詣者や西陣の人々などを相手に商売していた³⁸⁾。東と南、双方の鳥居へ至る参詣路の様子が、東門前と下之森の茶屋の存在から窺い知れる。なお、下之森の名称は、北野天満宮における社叢の位置関係に由来する³⁹⁾。「社域図」を見ると、境内主域の北側と南側に「森地」があり、これらが上森と中森に当たり、さらに南に下森（下之森）が位置する。

前述の真盛岡子に、「正林寺町家」と記された一画が見られる。正林寺は、享保15（1830）年の西陣大火で焼失した後、享保18年に東山へ寺地を移した小松谷の正林寺⁴⁰⁾を指し、当地はその旧蹟地に当たる。「社域図」の段階で正林寺が「正林寺町家」を所有していたかは不明であるが、正林寺との繋がりを想起させるものであり、過去にそこが正林寺の寺地であったことを窺わせる土地の来歴を示す記載と言え、同時に寺院が他所へ移り建物が無くなった後も、その場所が正林寺と関係する場所と認識されていたことを示している。

なお、町屋敷は概ね街区単位で「町家」と記載されるため、屋敷地単位での屋敷地の規模、居住者とその職業など詳細な検討は不可能である。これらの点は、別の資料を用いて検討する必要がある。

③寺院

寺院は「社域図」に21寺が記され、南端部の御前通りの両側に万松院や廻向院など7寺が集中する一画を除いて、他は特定の区域に集中することなく社家屋敷や町家の間に点在している。21の寺院のなかには、西方寺・東向観音寺・願成就寺などのように個別に境内地をもつ寺院が含まれており、これらの寺院は「社域図」に記載されてはいるものの、北野天満宮の境内地には含まれない。けれども、北野天満宮境内地と連続して存在する上に、これらの寺院境内地の変化が北野天満宮境内地と密接に関係するため、関わりの深い幾つかの寺院についてみていく。

最も広い寺地をもつのは真盛町の西方寺であり、町名や図子名はこの寺の開山である真盛に由来するという。現在、西方寺の境内には門跡寺院の本光院があり、「社域図」では西方寺から真盛図子を南へ下がった吉見隆永屋敷の南に「一乗院跡 本光院殿」と記されている。また、境内主域の南側へ目を転じると、南の鳥居の南西に東向観音寺が見られる。東向観音寺は、延暦25(806)年に平安京の鎮護を目的として創建された朝日寺に始まり、天曆元(947)年には朝日寺の僧・最鎮らが北野天満宮を創建した。北野神宮寺や奥之院と呼ばれるなど天満宮と所縁の深い寺院と言える。「社域図」を見ると、東向観音寺の位置は観音寺門前町を挟んで境内主域と指呼の間にあるが、北野天満宮に付属する寺院ではなく別の寺院であるため、北野天満宮との所縁は深いものの、堂舎撤去の対象とはならず、現在も同所に存在する。また、右近馬場の南西には願成就寺が記される。願成就寺は、明德2(1391)年に起きた明德の乱の死者を弔う目的で、応永8(1401)年に足利義満が創建した北野経王堂に始まり、明治初年に廃寺となった後、解体された木材が大報恩寺へ運ばれ、規模を縮小して復元された。『京都坊目誌』は、願成就寺の廃寺年を明治3(1870)年としている⁴¹⁾。この『京都坊目誌』の記載に従えば、願成就寺を描く「社域図」の景観年代は明治3年まで短縮されることになる。しかしながら、明治6年の『社寺上地事件』⁴²⁾に願成就寺が京都府へ提出した書類が収録されていることから『京都坊目誌』の記述は誤りと言える。

前述の通り、御前通の大將軍境の南には、御前通の両側に寺院が集中して記されている。御前通東側が回向院から普門寺までの3寺で間に専福寺跡と藪地が入る。対して、西側は万松寺から法華寺までの4寺であるが、両側を合わせた7寺の敷地は全て町家と同じ黄色の線で縁取りされており、いずれにも「社地」とある。このことから、これらの寺院は個々に土地を所有するものではなく、北野天満宮の所有地に建つものであり、且つ町家と同様に扱われた土地に建てられたものと考えられる。これは、後年に実施された北野天満宮の境内地処分の際に、これらの寺院の土地が境内地の中の「人民居住地」と扱われ、上地後に廻向院などへ払下げられていることから分かる⁴³⁾。なお、廻向院南側の専福寺跡であるが、「社域図」の時点で既に廃寺であり、その跡地を示している。専福寺の廃寺年が判明すれば景観年代を推定する上で指標の一つとなるが、筆者はこれを明確にするだけの史料を持たない。なお、『京都坊目誌』は維新前の廃寺⁴⁴⁾とするため、推定する「社域図」の作成年代と齟齬は生じない。

最後に、「社域図」の記載から北野天満宮境内地の構成を考察する。社家屋敷の面積に注目すると、最も大規模な旧松梅院の社務屋敷を筆頭に、旧祠宮・目代の大規模な屋敷とそれに次ぐ規模の社家屋敷、狭小な表口の社家屋敷と社家長屋に区分でき、明らかな階層差が存在する。旧松梅院は、この境内地の中心である「天満宮社内」の東側に位置し、東門・東鳥居の左前方に広大な屋敷地を占め、旧徳勝院をはじめ比較的規模の大きな社家の屋敷が東門や北門の周辺に分布する。表口の狭い小規模な社家屋敷は右近馬場の東側に分布し、周縁部に当たる馬喰町や真盛町の東側には町屋敷と混在して社家長屋が見られる。このように、社家屋敷の規模とその分布については、旧松梅院を中心に階層性を伴ってその外側へ広がる一定の傾向が読み取れる。

社家屋敷の分布を道路との関係からみると、東の西陣方面から北野天満宮へ向かう参詣路である五辻通と今出川通は何れも東門へと通じ、東門前には上七軒の茶屋が存在する。天満宮の北門から

西の伸びる道も、平野神社から鹿苑寺方面へと至る遊覧ルートとして知られる⁴⁵⁾。これらの道と右近馬場の通りに面して社家の屋敷は建ち並んでいるのであり、これは前近代に社僧の宿坊として機能していたことと関係していよう。これに対して、南方から南門へと至る参詣路には、下之森の茶屋や南の鳥居前に建ち並ぶ日小屋が見られ、天満宮の南側には東門や北の門へ至る参詣路とは異なる空間が展開していた。

IV. 「北野社域図」に見られる貼紙

「社域図」には、複数の個所で貼紙が見られる（図2）。絵図に付される貼紙は、主に情報の更新などに際して行われるため、「社域図」もある目的で作成された後、暫くの間は現用の地図として利用されていたことが窺える。けれども、これらの貼紙を詳しく観察すると、なかには情報の更新とは異なる貼紙もみられる。以下では、貼紙に関する幾つかの例を指摘する。

社家屋敷に關係する貼紙としては、前述の吉見三河屋敷で見られた称号の廃止や久松造酒大夫屋敷での屋敷地の合筆のための貼紙が原状を変更するものであり、この他にも旧松梅院の北側の社家屋敷で区画の変更を示す貼紙が確認される。これらの貼紙は、貼紙を用いることで状況の変化を表している。また、旧徳勝院の吉見資鎮屋敷でも、屋敷と北西角で境を接する社家長屋と町屋の南側にもとの区画線を貼紙で覆って新たな区画線を引いている。なおかつ、町家の南に続く社家長屋と吉見資鎮屋敷の区画線は、貼紙で消されたもとの区画線と交差するように墨引きされており、情報の追記が認められる。吉見屋敷の北東角にある社家長屋との間も同様の墨引きで区画され、今出川通に沿って引かれた社家屋敷を示す青色の縁取りの上からこの墨線が記されていることからみても、墨線が追加されたことが読み取れる。

東柳町と老松町では、寺院の存廃に関する貼紙が確認される。情報を更新した貼紙は、老松町北端東側の「上行院跡」であり、貼紙下には「一条殿年貢地 富士西山本門寺末 上行院」と記されることから、上行院が廃寺となって生じた跡地を示している。上行院の廃寺年は定かでないが、「社域図」の作成時には存在していたものがその後廃寺となり、貼紙が付されて跡地を示した経過が読み取れ、「社域図」が作成から一定期間は現用であった点が裏付けられる。もう一方は東柳町で見られ、貼紙上には「町家」と記され、下には「善正寺」とある。こちらは一見すると、善正寺が廃寺となって跡地が町家化したように読める。けれども、善正寺は東柳町に現存する寺院であり、同時代に作成された文書からも明治初年には同所に存在したことが確認できる⁴⁶⁾。しかしながら、「社域図」は善正寺が存在しているにも関わらず、貼紙をした上で「町家」と表記し、他の町屋敷と同じく黄色の縁取りを貼紙の上から施している。つまり、善正寺の有無とは無関係に、町家として把握されていたと考えられる。この点は、前節でみた社地に建ち町家と把握された廻向院などの寺院と類似するが、これらの寺院は洛中洛外絵図⁴⁷⁾などでも寺院として記載されるのに対して、善正寺は記載が確認できず、同所は町屋敷として描かれている。こうした点からみても、善正寺の寺地は町家と同じく扱われる土地であったと考えられ、「社域図」の貼紙が単なる誤りや情報の更新ではないことが分かる。下之森の東側、七本松通りに面した一画には「聚楽廻り村高之内」と記された貼紙が見られる。貼紙上の記載はこれだけではなく、北の末之口町側には「町家」とあり、

南東隅は二重の貼紙をしてその上に「轉輪寺」と記されている。轉輪寺は、宝暦8(1758)年に創建した転法輪寺を指し、昭和4(1929)年に龍安寺山田町へ移転するまでこの地に存在した。また、末之口町側の町家も、元禄14(1701)年の段階で既に存在している⁴⁸⁾。この2点から、「聚楽廻り村高之内」などと記されたこの貼紙が情報を更新する目的で付された貼紙ではないことが分かる。なお、「町家」と「轉輪寺」以外の「聚楽廻り村高之内」と記された部分の土地利用であるが、貼紙の情報からは判然としない。北部の不動院の東側には、「千本廻り村高之内 畑」という類似の記載が見られることから類推して、ここも畑と思われる。なお、七本松通東側の「聚楽廻り村高之内」は町家を示す黄色の縁取りから町家と判断される。

この貼紙は、二重になっている「轉輪寺」部分を除いて下の文字が判読でき、貼紙下には短冊形の区画が記されている(図3)。これらの区画には、それぞれに「伏見宮」「建仁寺」「吉見家」などの表記が区画ごとに記されており、これらの宮家や寺院はいずれも聚楽廻りを支配する領主⁴⁹⁾であることから、区画単位で貢納する領主が異なっていた様子が窺い知れる。洛中周辺の村落は、複数の領主が錯綜する相給の状態であることが知られ、貼紙下の記載は正にこの状況を示している。この貼紙は、二重の貼紙である轉輪寺の部分は除いて、もとの情報が読み取れる状態であり、貼紙下の情報も含めて一つの状態を示していると読める。貼紙下の区画の中には「吉見家」と記されたものがあり、これらの位置や他の領主を把握するために貼紙を用いて実際の状況と共に表現したと考えられるのである。つまり、貼紙上の町家や轉輪寺の記載が土地利用を、下部の記載は目に見えない土地の支配の状況を示していると考えられる。

以上、「社域図」の貼紙を詳しくみてきたが、ほとんどの貼紙はもとの記載を紙で覆ってその上から文字を記しているため、情報の修正・更新と考えられ、これらの貼紙は「社域図」が作成された時点から変化していった境内地の様子を物語っている。また善正寺や「聚楽廻り村高之内」の貼紙は、原状変更の貼紙とは性質が異なるものと考えられ、支配に関わる貼紙とみられる両者の貼紙は、実際の景観には現れない目に見えない支配の状況を絵図上で示している。貼紙の用途がそれぞれ異なるように、貼紙の時期もまた異なり、これらの貼紙の存在は「社域図」が現用の地図として使用された時間を表している。

V. おわりに

近代初頭の寺院・神社とその周辺に形成された地域では、神仏判然令と廃仏毀釈、それに社寺領の土地や境内地処分など様々な改革に伴う景観の変化が生じた。これらの変化を神社境内地にて検証するため、筆者は京都の北野天満宮の旧境内地を対象に選び、本稿では明治初年の作成とされる筑波大学附属図書館所蔵の「北野社域図」を資料として、その資料的検討を行った上で、これを用いた旧境内地の復元的考察を実施した。得られた知見は以下の通りである。

作成年に関する記載をもたない「社域図」の記載内容を検討した結果、その作成年代は慶応4(1868)年3月から明治2(1869)年7月までの1年4ヶ月の間と推定され、これまで明治初年とされていた「社域図」の年代を一定の時期に特定することができた。この当時の北野天満宮では、

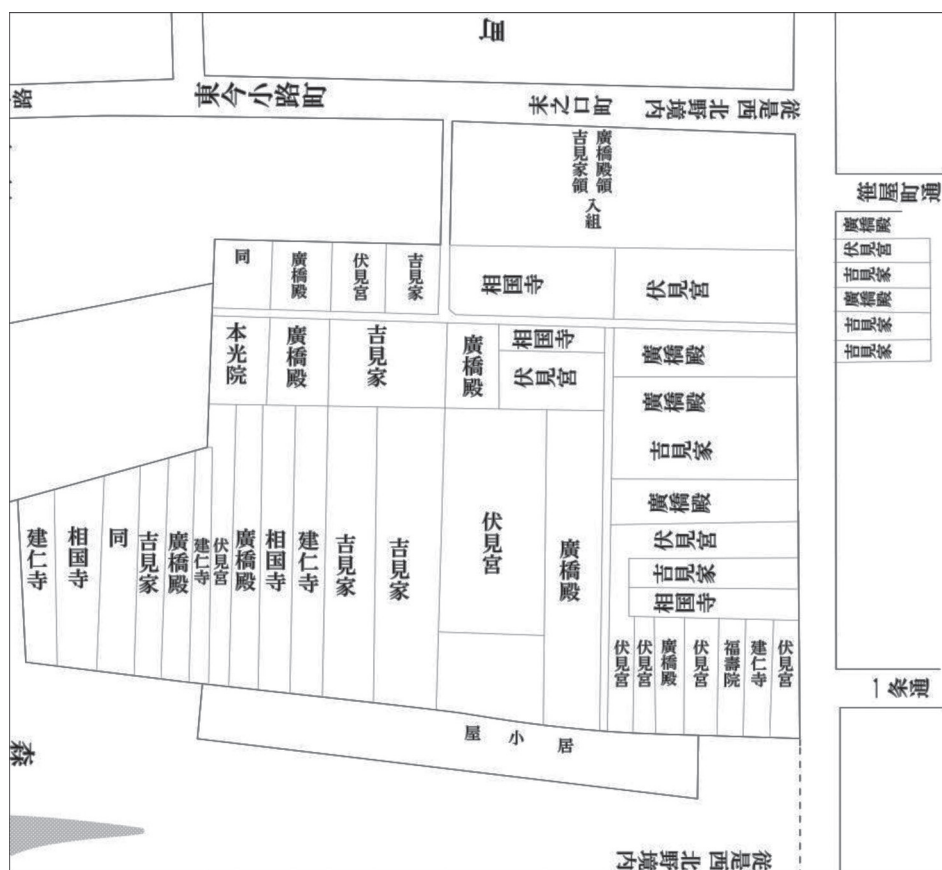


図3. 貼紙下の土地区画

※図2に同じ。

いわゆる神仏判然令を受けて祠官・目代・宮仕といった社家が還俗し、社務・祝へと職名は変わったが、その後も罷免される明治5年正月までは北野天満宮への奉仕を続けた。また、北野天満宮境内外の東向観音寺と願成就寺は存続し続けたが、北野天満宮の境内主域では鐘楼や法華堂などの仏教建築の撤去が行われ、その景観は大きく変化した。

「社域図」に描かれた北野天満宮境内地では、境内主域を取り囲むように旧祠官三家をはじめとする社家の屋敷が広がり、これらの社家屋敷には旧松梅院を頂点とする階層差が屋敷の規模と位置に見られた。社家屋敷の外側には町屋敷が展開し、境内地の周縁部では両者の混在する場所もあった。前近代にあって、社家の屋敷は院・坊と呼ばれる社僧の住まう寺院（宿坊）であり、神社の周囲に寺院が薨を重ね、参詣者などを相手とする町屋敷と軒を連ねていた当時の境内地の景観は、現在の北野天満宮界隈からは窺い知ることのできない歴史景観である。また、「社域図」には情報の修正・更新を示す貼紙が複数見られ、これらの貼紙から「社域図」はある目的で作成された後も暫くの間は現用の地図として利用されたものと判断できる。また、原状変更の貼紙の他に支配に関わる貼紙も確認され、実際の地表面上には現れない土地の支配の状況が絵図上に示されていた。

本稿では、北野天満宮の旧社家が所蔵した「社域図」を史料に用いて、従来の小縮尺の洛中絵図などからは判明しなかった北野天満宮境内地の景観を明らかにした。しかし、「社域図」が描く北野天満宮境内地は、明治政府による近代的な諸改革が開始された頃の状況を示しており、その後に寺社へ対して社寺領の上知、境内地の限定、境内地以外の土地の上地、旧境内地の処分が次々に行われ、これらに伴う景観の変化が大覚寺や天龍寺の旧境内地では確認されている⁵⁰⁾。近世から近代へと時代が移行するなかでの北野天満宮境内地の変容に関する検討は、残された課題の一つである。また、境内地処分に関係して寺社の境内地を対象とした地図が京都府のもとで作成されており、京都府立総合資料館などに残されている。これらの地図と「社域図」の比較を行い、その関係を検討することにより、「社域図」の資料的な特質や境内図としての位置付けなどを考えることもできよう。以上の点を今後の課題として、稿を終える。

【付記】

本稿の作成にあたり、史料の閲覧に際しては「北野神社社域図」を所蔵する筑波大学附属図書館情報管理課古典資料担当の山中真代氏、『京都府庁文書』を所蔵する京都府立総合資料館のお世話になりました。また、佛敎大学の渡邊秀一先生には貴重なご助言を頂きました。なお、作図についてはMAP7の浅子里絵氏にご助力頂きました。ここに記して御礼を申し上げます。

【注】

- 1) 藤本利治『門前町』、古今書院、1970など。
- 2) 渡邊秀一・木村大輔・小林善仁・藤井暁「嵯峨諸寺門前地の近代的変容に関する予備的考察」佛敎大学アジア宗敎文化情報研究所研究紀要 3、1～59頁。
- 3) 小林善仁「山城国葛野郡天龍寺の境内地処分と関係資料」鷹陵史学36、2010、1～23頁。同「近代初頭における天龍寺境内地の景観とその変化」佛敎大学歴史学部論集2、2012、23～42頁。
- 4) 「北野神社社域図」筑波大学附属図書館所蔵『北野神社文書』、明治初年。本稿では、図に付された「北野社域図」の表記に従い、以下では「社域図」と略記する。なお、本図の閲覧と調査は、同館での現地調査の他に、同館のウェブサイトで公開されている電子化資料のうち『北野神社関係資料』の高精細画像にて行った。
- 5) 藤本利治『門前町』（藤岡謙二郎・山崎謹哉・足利健亮編『日本歴史地理用語辞典』、柏書房、1981）、533・534頁。
- 6) 近年の北野天満宮に関する研究は、以下などがある。三枝暁子「神人」（吉田伸之編『寺社を支える人々』身分的周縁と近世社会6、吉川弘文館、2007所収）、45～77頁。佐々木創「中世北野社松梅院史の「空白」—松梅院伝来史料群の批判的研究にむけて」武蔵大学人文学会雑誌39-2、2007、131～170頁。高橋大樹「中世北野社御供所八嶋屋と西京」（日次記事研究会編『年中行事論叢—『日次記事』からの出発』、岩田書院、2010所収）、359～387頁。
- 7) 北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』、北野天満宮、1973。
- 8) 田辺陸校訂『北野神社文書』古文書編、続群書類従完成会、1997。
- 9) 竹内秀雄など校訂『北野社家日記』1～7（『史料纂集』）、続群書類従完成会、1972～2001。
- 10) 藤井暁「洛中洛外絵図から見た土地用の変遷」（『北野における地理・歴史巡検成果報告書』、佛敎大

- 学コミュニティキャンパス、2007 所収)、6～9 頁。
- 11) 内閣官報局編『法令全書』1 (慶応3年・明治元年)、原書房、1974、69頁。
 - 12) 前掲11、77・78頁。
 - 13) 北野神社社務所編『北野誌』首巻、國學院大学出版部、1909。
 - 14) 『北野神社文書』には、社務となった旧祠官三家の吉見氏の作成した文書が慶応4年以降も確認される。
 - 15) 内閣官報局編『法令全書』4 (明治4年)、原書房、1974、186～200頁。
 - 16) 『明治五年旧神官由緒書』、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』5-63。
 - 17) 落合弘樹「明治維新期の神社と社家」(大山喬平監修、石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』、思文閣出版、2006 所収)、211～228頁。落合によれば、上賀茂神社では従来は上賀茂の社家のみが神勤していたものが、中央から派遣された者が大宮司・小宮司に就任し、上賀茂の旧社家の人々は欄宜以下の神職に就く変化が生じた。
 - 18) 「北野天満宮御境内図」、嘉永5(1852)年、個人蔵。
 - 19) 北野松梅院文書「覚」(京都市編『史料京都の歴史』5 社会・文化、平凡社、1984 所収)、606頁。
 - 20) 大塚隆編『慶長昭和京都地図集成』、柏書房、1994。
 - 21) 山本隆志・苅米一志・長谷部将司・山澤学編『筑波大学附属図書館特別展「学問の神」をささえた人びと』、筑波大学附属図書館、2002。
 - 22) 竹原好兵衛刊「改正京町御絵図細見大成」、慶応4(1868)年(野間光辰編『新修京都叢書』23 古地図集、臨川書店、1995 所収)。
 - 23) 下中邦彦編『京都市の地名』日本歴史地名大系27、平凡社、1979、671頁。
 - 24) 『上下京番組町名録』京都府布令書3、明治2(1869)年正月。国立国会図書館近代デジタルライブラリーにて閲覧。
 - 25) 『京都府地誌』京都市街誌料2 上京第6～19区、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』、明治14(1881)年頃。
 - 26) 氏名の記される社家の数であり、「社家 竹林家」のように家名のみを記す場合は数に含んでいない。
 - 27) 「天満宮関係諸系譜」(竹内秀雄『天満宮』日本歴史叢書9、吉川弘文館、1968 所収)、369～379頁。これによると、旧松梅院の吉見資隆は復飾前の名前が禅隆、旧徳勝院の吉見資鎮は復飾前の名前が禅鎮、旧妙蔵院の吉見隆永は復飾前の名前が禅永である。
 - 28) 「北野社神領并神職姓名秩録簿」筑波大学附属図書館所蔵『北野神社文書』、明治3年5月。
 - 29) 「六ヶ年平均物成高取調帳」同『北野神社文書』、明治4年8月。
 - 30) 「文久元酉年より明治三午年迄拾ヶ年取米一村限厘付帳」同『北野神社文書』、明治4年9月。
 - 31) 前掲16。
 - 32) 内閣官報局編『法令全書』2 (明治2年)、原書房、1974、249頁。
 - 33) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』上巻(清文堂史料叢書5)、清文堂、1973、212・213頁。
 - 34) これらの寺坊の名称は、北野天満宮に奉納された絵馬や燈籠の奉納者名などに見ることができ、それらには「宿坊」と記されている。
 - 35) 碓井小三郎編『京都坊目誌』上京区第5学区之部(野間光辰編『新修京都叢書』18、臨川書店、1968)、140頁。
 - 36) 前掲33、216～218頁。
 - 37) 竹原好兵衛刊「改正京町絵図細見大成」、天保2(1831)年(前掲20 所収)。同図には「西今小路丁」と記されている。
 - 38) 『京都府下遊郭由緒』(『新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書』9、臨川書店、1986 所収)、114～116頁。
 - 39) 前掲13、63・64頁。
 - 40) 碓井小三郎編『京都坊目誌』下京区第28学区之部(野間光辰編『新修京都叢書』21、臨川書店、1970 所収)、348・349頁。

- 41) 前掲35、163頁。
- 42) 『社寺上地事件』、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』明6-27。
- 43) 『社寺境内外区別取調帳』北野神社、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁史料』明16-48-追1。
- 44) 碓井小三郎編『京都坊目誌』上京区第10学区之部（野間光辰編『新修京都叢書』18、臨川書店、1968所収）、294頁。
- 45) 芳賀徹・太田理恵子校注『江漢西遊日記』東洋文庫461、平凡社、1986、202頁。
- 46) 『社寺録』、京都府立総合資料館所蔵『京都府庁文書』明3-27。
- 47) 例えば、天明6（1786）年の「京都洛中洛外絵図」（前掲20所収）を見ると、善正寺の位置する東柳町付近は「ヤナキ丁」と記され、町屋敷を示す着色がなされている。
- 48) 『元禄十四年実測大絵図』、元禄14（1701）年（前掲20所収）。
- 49) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』近畿編、近藤出版社、1975、24頁。これによると、明治元年の聚楽廻りには、331石余の伏見宮家を筆頭に、宮家・公家・寺院・社家など12の領主が存在した。
- 50) 前掲1、前掲2。